

「接続料の算定等に関するワーキンググループ」開催要綱（案）

1 目的

接続政策委員会において調査検討を行う「ネットワーク環境の変化を踏まえた接続政策等の在り方」のうち、主として、接続料の算定方法等を含む、現在の市場環境の変化を踏まえた競争ルールの在り方について検討を行うことを目的とする。

2 名称

本ワーキンググループ（以下「本WG」という。）は、「接続料の算定等に関するワーキンググループ」と称する。

3 検討事項

- （１）加入光ファイバ接続料の算定方法
- （２）長期増分費用モデルの入力値の見直し、運用プロセスの簡素化
- （３）モバイル接続料の適正性、モバイル接続料における費用配賦方式
- （４）MNOとMVNOの間のイコールフットイング（モバイル・スタックテスト）
- （５）卸電気通信役務の適正性（光サービス卸・モバイル音声卸の検証等）
- （６）その他必要と考えられる事項

4 構成及び運営

- （１）構成員等は、別紙のとおりとする。
- （２）本WGには、主査及び主査代理を置く。主査及び主査代理は、接続政策委員会主査が指名する。
- （３）主査は、本WGを招集し、主宰する。また、主査代理は、主査を補佐し、主査不在のときは、主査に代わって本WGを招集し、主宰する。
- （４）主査は、必要があるときは、必要と認める者を本WGの構成員又はオブザーバとして追加することができる。
- （５）主査は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- （６）構成員は、本WGにおける情報の取扱いに関して、次の事項を遵守する。
 - ① 構成員は、本WGで知り得た非公開の情報について、厳に秘密を保持するものとし、総務省の書面による承諾なくして、第三者に開示しないこと。また、構成員を辞した後も同様とすること。
 - ② 構成員は、本WGで知り得た非公開情報に基づく活動を行わないこと。
- （７）その他、本WGの運営に必要な事項は、主査が定めるところによる。

5 議事・資料等の扱い

- （１）本WGは、原則として公開とする。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他主査が必要と認める場合においては、一部又は全部を非公開とし、構成員以外の者の出席を制限することができる。
- （２）本WGで使用した資料及び議事概要については、原則として、総務省のホームページに掲載し公開する。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の利益又

は公共の利益を害するおそれがある場合その他主査が必要と認める場合においては、一部又は全部を非公開とする。

6 その他

本WGの庶務は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課において行う。

「接続料の算定等に関するワーキンググループ」構成員等

(敬称略・構成員は五十音順)

(主査)	相田 仁	東京大学 特命教授
(主査代理)	関口 博正	神奈川大学 経営学部 教授
	高橋 賢	横浜国立大学 大学院 国際社会科学研究院 教授
	橋本 悟	青森公立大学 経営経済学部 経済学科 教授

オブザーバ

- N T T 東日本株式会社
- N T T 西日本株式会社
- 株式会社 N T T ドコモ
- K D D I 株式会社
- ソフトバンク株式会社
- 一般社団法人テレコムサービス協会
- 一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
- 一般社団法人 I P o E 協議会